

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 23 年 1 2 月
労働基準局労災補償部労災管理課

1 趣旨

東日本大震災の復旧・復興作業については、民間事業者の中でも建設業者が主要な役割を果たすことが想定される。

建設業者が労働者を使用して復旧・復興作業を行う場合、その作業中に労働者が被った災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づき保険給付が行われる。

一方、建設業を行う一人親方等は、労災保険への特別加入（任意）が可能であり、特別加入者が復旧・復興作業中に被った災害についても、同法に基づく保険給付が行われる。

特別加入者が被災した場合における保険給付の支給・不支給の判断は労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）に規定された事業内容の範囲内で届出のあった業務の内容を基礎として行われるが、復旧・復興作業の中には、建設業では通常行うことが想定されない（労災則に規定されていない）作業が含まれることから、これらの作業を含め、復旧・復興作業を行う建設業の一人親方が作業中に被った災害について適切な補償を行うため、所要の改正を行う。

2 改正内容

労災則第 46 条の 17 第 2 号に掲げる事業を行う者として特別加入した一人親方等が工作物の原状回復又はその準備の事業に従事する際に被った災害を労災保険による補償の対象とすること。

3 施行期日

平成 24 年 1 月 1 日

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第三十三条 次の各号に掲げる者（第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

- 一 厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（厚生労働省令で定める事業を除く。第七号において「特定事業」という。）の事業主で徴収法第三十二条第三項の労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）に同条第一項の労働保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）
- 二 前号の事業主が行う事業に従事する者
- 三 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者
- 四 前号の者が行う事業に従事する者
- 五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者
- 六 この法律の施行地外の地域のうち開発途上にある地域に対する技術協力の実施の事業（事業の期間が予定される事業を除く。）を行う団体が、当該団体の業務の実施のため、当該開発途上にある地域（業務災害及び通勤災害に関する保護制度の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める国の地域を除く。）において行われる事業に従事させるために派遣する者
- 七 この法律の施行地内において事業（事業の期間が予定される事業を除く。）を行う事業主が、この法律の施行地外の地域（業務災害及び通勤災害に関する保護制度の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める国の地域を除く。）において行われる事業に従事させるために派遣する者（当該事業が特定事業に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る。）

第四十九条の四 この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

第四十六条の十七 法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

- 一 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- 二 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- 三 漁船による水産動植物の採捕の事業（七に掲げる事業を除く。）
- 四 林業の事業
- 五 医薬品の配置販売の事業
- 六 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- 七 船員法第一条に規定する船員が行う事業